

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月25日（木）午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏 名	備 考	議席番号	氏 名	備 考
1 番	石 井 康 三	(会長代理)	7 番	樹 森 信 雄	(会長)
2 番	川 野 辺 辰 美		8 番	澁 澤 吉 明	
3 番	野 口 啓 子		9 番	奥 澤 文 夫	
5 番	増 田 一 幸		10 番	渋 沢 真 弘	
6 番	漆 原 利 征		11 番	増 田 利 夫	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 地域計画の変更について

5. 農地利用最適化推進委員 14名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久 保 弘 之
係 長 清 水 信 吾
主 任 石 川 諒 太 （書記）

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、6月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条
	第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと
	と思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	11番 増田利夫委員、1番 石井康三委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知はございません。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。
事務局	それでは、事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局より説明いたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明
	いたします。
	受付番号273号ですが、本申請地は、令和8年3月の定例会において
	報告事項でご説明しました農地になります。3月の時は「農林公社が
	新たな買い手に売却する前提で、元々の農地所有者から取得するもの」
	であったため報告事項でしたが、今回は「農林公社がその新たな買い手
	に売却する前提で、元々の農地所有者から取得するもの」であったため
	許可申請となるものです。譲受人は新郷地区を中心に農業を営営して
	おり、通作距離等の問題はないと思われます。また、申請事由も農業
	経営の拡張であり、こちらも問題ないと思われます。
	受付番号274号ですが、譲渡人は財産整理ために譲受人へ売買を行う
	ものです。申請地は譲受人が購入した宅地に隣接しています。申請
	事由は自家消費野菜作付けであり、問題ないと思われます。
	受付番号275号ですが、譲渡人は今後耕作ができないため譲受人へ
	売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から車で10分程の場所に
	あります。申請事由は自家消費野菜作付けであり、問題ないと思われ
	ます。
	受付番号276号ですが、譲渡人は今後耕作することが難しいため
	譲受人へ売買を行うものです。申請地は、譲受人が既に耕作している
	農地に隣接しており、本申請地を取得することで一体利用することが
	見込まれます。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないものと思わ
	れます。
	受付番号277号ですが、譲渡人は今後耕作ができないため譲受人へ
	売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から車で数分の場所に位置
	しています。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないと思われます。
	受付番号278号ですが、譲渡人は今後耕作ができないため譲受人へ
	売買を行うものです。申請地は譲受人の自宅から車で数分の場所に位置
	しています。申請事由は農業経営拡張であり、問題ないと思われます。
	そのほか、機械、労働力、技術、耕作状況等についても問題がないと

	思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当して いないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
6 番	受付番号273号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、 付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
2 番	受付番号274号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、 付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
1 番	受付番号275号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、 付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
5 番	受付番号276号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。

	申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
3 番	受付番号 277 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 続きまして、受付番号 278 号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による確認書が添付されていますので朗読いたします。 1. 農地取得後は、耕作いたします。 2. 農地法を遵守し、次のような行為は決していたしません。 1) 耕作放棄による農地の荒廃 2) 耕作目的以外の用途での使用 3. 農地取得後は、責任を持って耕作し、農地の適正な管理を行い、付近の農地等に被害を与えません。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。 ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。 （発言なし） 特に発言もないようですので採決に移ります。 ただいま議題となっている議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は「起立」願います。 （起立全員） 起立全員でありますので、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第 2 号)	引き続き、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明

いたします。
まず初めに訂正事項がございます。A 4 判で議案第 2 号と書かれた別刷りの議案書が 1 枚お手元にあるかと思います。既にお配りしております議案書の中に一部記載の不備がございましたので、本日お配りしております、議案第 2 号の用紙でご審議いただければと思います。
受付番号 2 7 9 号は、自己用住宅を設けるです。
申請者は現在市内の住宅に居住していますが、老朽化に伴い建て替えを検討しました。しかし既存の住宅地では敷地が狭く建て替えが困難であることが分かりました。そこでこの住宅地を売却し、本申請地で新たに住宅を設けて移住するため申請を行うものです。
農地の区分につきましては、生産力の高い概ね 1 0 ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第 1 種農地」と判断しました。
第 1 種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅敷であるため、農地法施行規則第 3 3 条第 4 号に規定する「住宅で集落に接続して設置されるもの」の例外に該当し、許可相当になるものと思われます。
受付番号 2 8 0 号は、自己用住宅を設けるです。
譲受人は現在市内のアパートに居住していますが、子どもが生まれたことで手狭になってきました。そこで、住宅を建てるべく土地を探したところ、本申請地を見つけたため申請を行うものです。
農地の区分については、東武鉄道南羽生駅から 1 km 以内に位置する「第 2 種農地」と判断しました。
受付番号 2 8 1 号は、自己用住宅を設けるです。
譲受人は現在、市外のアパートに居住していますが、家族が増え手狭になってきています。そこで親戚の住む羽生市で住宅を建てるべく土地を探したところ、本申請地を見つけたので申請をするものです。
農地の区分については、農地の広がり概ね 1 0 ha 未満になる「第 2 種農地」と判断しました。
受付番号 2 8 2 号は、仮設事務所を設けるものです。
譲受人は国道 1 2 5 号線の道路工事を実施している建設事業者です。今般、道路工事に必要な仮設事務所やトイレ等を設置するため、一時転用の申請をするものです。
申請農地は農用地区域（通称：青地）で、原則として不許可相当ではありますが、例外として申請事由が一時転用であるため、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。
受付番号 2 8 3 号は、資材置場及び駐車場を設けるものです。
譲受人は土質調査や地質調査を主に行う法人です。今年 4 月まで石川県で業務を行っていましたが、現地で新たに使用した資材がまだ現場倉庫に残されています。しかしながら、これら資材を引き上げるには既存の資材置場では賄えきれないため、隣接する本申請地を新たに資材置場として使用すべく、申請を行うものです。
農地の区分につきましては、農地の広がり概ね 1 0 ha 未満になる「第 2 種農地」と判断しました。

	そのほか、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの 確実性等についても、問題ないと考えます。 以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
10番	受付番号279号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由が記載されていますので朗読いたします。 現在、市内の住居に住んでおりますが、建物の老朽化に伴い、建て替え を考えました。予定建築物が現在の敷地が狭く計画が困難なため、 約30年住んでいた土地建物を売却して新たな土地に建設することを 決め、住み慣れた現在の住居近辺の市街化区域で探しましたが見つか らず、市街化調整区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請するもの です。幹線道路も近く、車で通勤するには何かと便利なところと考えて おります。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
8番	受付番号280号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由が記載されていますので朗読いたします。 現在、子どもとともに借家暮らしをしておりますが、夫婦それぞれの 勤め先の間である羽生市に令和6年に転居してきました。しかし、 家族が増えたことで手狭になり、借家に移り住むよりも経済的で永住 する住まいを持ちたいと考えました。市街化区域を含めて検討して きましたが高価で理想の住まいが見つからず、申請地は国道に近く 通勤に便利であり、また、近隣に大きな病院、ショッピングモールが あり、最適な場所であると考えております。また、羽生市は子どもを 授かった場所でもあるため、頼りになる人も多くいて、そこで生活 できることをうれしく考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
11番	受付番号281号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読 いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等 の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 現在、市外の賃貸住宅に夫と子どもと住んでおりますが、家族も増え 住居も手狭になったので専用住宅の建設を決めました。申請が住んで いる場所の近辺の市街化区域で探しましたが見つからず、市街化調整 区域に広げたところ、本申請地を見つけ申請するものです。近隣に 商業施設も多く、幹線道路に接しているので車通勤にも便利な場所と

	考えております。 続きまして、受付番号２８２号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 橋りょうの修繕工事のための仮設事務所を設置するものです。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
９番	受付番号２８３号について調査報告いたします。まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読） 過日、本案件について申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。 申請地は（詳細に説明）です。 申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。 申請人は土質調査、地質調査をメインの業務とする法人です。能登に出張しておりましたが、４月いっぱい一区切りとなりますが、現在の資材置場は、通路にトラックを３台入れると空きスペースがなく、能登の現場倉庫に残したままであり、地元資材置場を早く整備し、一気に引き上げたいと思っております。また、機材の積み下ろし、或いは通勤車との乗り換えの時、道路で待機する必要があります。 人通りの少ないところなので、できることにはできるのですが、事故の危険を及ぼすので、しっかり敷地内で乗り換え、積み下ろしができるように整備したいと考えております。また、ボーリングロット類の洗浄場所にも不便を感じておりました。申請地は既存の資材置場の南側隣接地で既存施設を活かして相互に無駄なく利用できる最適地と考えております。 以上でありますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
５番	３条、５条に関わらず、申請人に確認する際、電話に出ないことが多くあります。あまりに連絡が取れないと、本業である農業にも影響が出てしまいます。
事務局	３条、５条に関わらず、代理人を通した申請がほとんどです。そのため申請時に農業委員の方から、定例農業委員会の１週間程前に調査のために連絡をすることは伝えておりますが、それでも出てくれないというのが正直な現状のところではあると思います。今後の対応といたしましては、申請人にまず電話をしていただいて、それでも連絡がつかなかった場合は代理人の方に連絡していただき、代理人に確認を取れば確認できたというふうにしてみてもいいのでしょうか。申請人に連絡が取れない場合は、事務局にも連絡いただければと思います。
９番	１０人ほど地権者がいたとき、代表者には連絡がついたのですが、他の方に連絡した時、「なんで連絡するんだ」と言われたことがあります。代表者がいれば、代表者のみへの連絡でもいいと思うのですがいかがでしょうか。

事務局	案件によっては、大きな開発などになりますと、関係する譲渡人の方が大勢いるか場合もあるかと思います。それでも、代表の方のみへの確認という訳にはいかないと思いますので、それぞれの方への確認が必要になるかと思います。ただ、相続人の方で何人もいる場合は、代表者への確認という方法も可能かと思います。
議 長	(質疑終了)
(議案第 3 号)	質疑・発言もつきたようですので、これを打ち切り採決に移ります。ただいま議題となっている議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	ここで休憩をはさみ、その後、議案第 3 号の審議に入ります。
	(休憩)
	続きまして、議案第 3 号 地域計画の変更についてを議題といたします。当該、地域計画の策定・変更については、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、羽生市長から意見を求められています。それでは事務局である農政課からの説明をお願いします。
	事務局より説明いたします。
	議案第 3 号 地域計画の変更について説明させていただきます。
	地域計画とは、令和 5 年 4 月に改正された農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者等を中心とした地域の話し合いにより、目指すべき農地利用の姿を明確化するために策定する計画です。この地域計画については、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会に意見を聞くこととされています。よって地域計画の変更案について、農業委員会に議論いただくため、審議をお願いするものです。農業委員会の他の関係機関からの問題点の指摘はなかったため、本日の農業委員会における審議後、問題なければ、地域計画(案)の公告縦覧を 2 週間行い、地域計画変更となります。
議 長	では、お手元の議案書について説明申し上げます。
	今回の変更地区は、三田ケ谷地区です。変更理由としては、太陽光発電施設の用に供するためです。地域計画からの除外面積は、三田ケ谷地区 1, 179㎡です。変更内容についてはお手元の議案書の地域計画の変更点についてをご覧ください。なお、当計画については、農地転用の見込みありの案件でございます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
	以上で、事務局からの説明が終わりました。
	ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので採決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 3 号 地域計画の変更については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第 3 号 地域計画の変更については同意することに決定いたします。

	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。 続いて、事務局より報告事項がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項１ 農地法第５条第１項第６号の規定による届出書の確認についてでございますが、こちらは、市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行うものです。 住宅敷５件、共同住宅敷２件でございました。 報告事項２ 農地法第５条の規定による許可申請の取下げについてでございますが、こちらは、農地法第５条の許可申請を行ったものの、諸事情から取下げを行うものです。１件でございました。 報告事項３ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてでございますが、これは農地法や利用権設定・中間管理事業等に係る農地の貸し借りの合意解約となります。４件でございました。 報告事項４ 農地法の規定による許可一覧についてでございますがこれは県許可のありました５月分でございます。４条が２件、５条が１５件ございました。 報告は、以上です。続きまして、諸連絡です。 お配りした資料をご覧ください。こちらは次の農業委員・推進委員についてのお知らせとなっております。皆様の任期は、令和９年４月２２日までとなっております。今後、委員の募集を開始して参りますので、この間のスケジュールについてご案内いたします。お配りした資料には、委員会の主な活動内容、両委員の役割及び募集方法等を掲載しております。今後の流れにつきまして、簡単ではございますが、ご説明いたします。資料裏面、今後のスケジュールをご覧ください。 まずは、各自治会へ委員の推薦を依頼させていただきます。依頼は、８月の自治会長会議を予定しております。その後、１０月に広報紙とHPにて公募をします。推薦や募集終了後、農業委員につきましては市職員で構成された選定委員会で、推進委員につきましては、農業委員の皆様の選考となります。農業委員は、議会の同意を得た後で市長の任命、推進委員は、委員会の委嘱を経て、令和９年４月２３日より、新体制となります。なお、両委員につきましては、再任を妨げませんので、何卒よろしくお願いいたします。 続いて「令和８年度 農地利用最適化活動活性化研修会（農業委員・農地利用最適化推進委員）の開催について」という資料をご覧ください。こちらは埼玉県農業会議が主催の、毎年８月に文化ホールで行われている研修会になります。今年も県農業会議から案内がございました。日程は令和８年８月５日（水）、午後１時３０分からとなります。出欠報告を行う都合上、とりあえず全員出席で報告しようと考えておりますが、今の時点で欠席希望の方はいらっしゃいますか。いらっしゃれば挙手をお願いします。 それでは、今挙手いただいた方以外は出席ということで主催に報告しますが、今後欠席となる場合は事務局へ連絡をお願いいたします。 続いて、お手元の農業者年金の加入推進マニュアルをご覧ください。農業者年金は積立方式を採用しており、自身で積み立てたお金を将来受給するというものです。年間の農業従事日数等の加入要件はありま

	すが、何かの集まりなどで農業者年金について聞かれた時などに対応 できるよう、このマニュアルをお渡しします。活用いただければと 思います。
	続きまして、農地相談会についてです。
	6月の相談会の担当委員は増田一幸委員、小室推進委員となります。
	日程は6月29日月曜日の午後1時30分となっております。
	来月7月の相談会の担当委員は漆原委員、奈良原推進委員となります。
	日程は7月30日木曜日の午後1時30分となっております。
	当日の都合がつかない場合は事務局まで連絡をお願いいたします。
	続きまして、定例農業委員会の日程についてです。
	来月7月の定例農業委員会の日程でございますが、7月24日金曜日 午後1時30分を予定させていただきます。会場は302会議室を予定 しておりますので、日程調整のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、 ここに署名する。 令和 8年 6月 25日 会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____	